

## 成犬飼養管理支援ボランティア実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の業務を支援するボランティア（以下「業務支援ボランティア」という。）のうち、センターの譲渡対象犬の飼養管理の支援を行うボランティア（以下「成犬飼養管理支援ボランティア」という。）の設置及び運営のために、必要な事項を定める。

### (成犬飼養管理支援ボランティアの要件)

第2条 成犬飼養管理支援ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録している者
- (2) 業務支援ボランティア審査要領に規定する審査を通過した者
- (3) センター職員の指示のもと、活動を行う者
- (4) 多種多様な考え方を受け入れ、川崎市の方針に従う者

### (活動内容等)

第3条 成犬飼養管理支援ボランティアは、主に次の内容にかかわる活動を行うこととする。

- (1) 譲渡対象犬の譲渡情報の作成や広報を行う。
  - (2) 譲渡犬の行動観察等を行い、散歩や必要なケアを行う。また、高齢犬のマッサージや介護補助を行う。
  - (3) 問題行動がある犬への行動学に基づくトレーニングや譲渡に係る助言を行う。
- 2 前項第2号の活動については、専門性等を鑑み同項第1号の活動を一定期間実施後、必要な研修を修了し、センター所長がその専門性等について妥当と認めた者のみ行うものとする。
- 3 第1項第3号の活動については、犬の行動学等に精通しており、専門的知識やトレーニングスキルを持つ者が実施するものとし、同項第2号の活動を一定期間実施後、センター所長がその専門性等について妥当と認めた者のみ行うものとする。

### (成犬飼養管理支援ボランティアの登録)

第4条 成犬飼養管理支援ボランティアに登録を希望する者は、成犬飼養管理支援ボランティア登録申請書（第1号様式）、同意書（第2号様式）をセンター所長に提出し、成犬飼養管理支援ボランティア個別研修を受講するものと

する。

(変更・抹消等)

第5条 成犬飼養管理支援ボランティアは、成犬飼養管理支援ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに成犬飼養管理支援ボランティア登録申請書記載事項変更届(第3号様式)をセンター所長に提出しなければならない。

2 成犬飼養管理支援ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかに成犬飼養管理支援ボランティア登録抹消届(第4号様式)を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。